

令和8年第2回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和8年2月6日(金)
午前10時00分開会 午前10時40分閉会
2. 場 所 廿日市市市民活動センター 2階 第1研修室
3. 出席委員(農業委員 13名)

1番 河井 孝之	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
5番 松井 祥壮	6番 梶原 安行	7番 山田 政則
8番 岩木 國明	9番 古川 憲吾	10番 吉田 雅子
11番 中谷 純子	12番 中田 安義	13番 岡 真由美
14番 岩本 博志		

(推進委員 11名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 中山 憲治	推進委員 岡村 昭男
推進委員 中田 進	推進委員 清水 透	推進委員 堀田 良昭
推進委員 三田 邦男	推進委員 小西 礼子	推進委員 松井 辰夫
推進委員 田丸 和也	推進委員 倉本 良夫	
4. 欠席委員(2名)

4番 是佐 恵美子	推進委員 安井 多佳子
-----------	-------------
5. 議事録署名委員

5番 松井 祥壮	6番 梶原 安行
----------	----------
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	齋藤 千文
次 長	竹上 教東
主 事	前田 桂巳子
(佐伯支所) 次 長	藤本 秀樹
(大野支所) 主任主事	泉 勝
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用促進計画について
 - (2) 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - (4) 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第10号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について
 - (6) 議案第11号 地域計画案に係る意見について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出受理処分取消の専決処理について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局	<p>初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。</p>
岩本会長	<p>それでは、廿日市市農業委員会会議規則第 5 条により、議長を務めさせていただきます。これから座って進行させていただきます。</p>
議長	<p>ただいまから令和 8 年第 2 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。</p> <p>本日は出席 13 名、欠席 1 名でございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続いて、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第 20 条の第 2 項の規定に基づき、5 番、松井委員さん、6 番、梶原委員さんのご両名にお願ひをいたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について議案とします。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について、座って説明をさせていただきます。</p> <p>議案書は 3 ページになります。</p> <p>番号 93 番、農地の所在は大野字戸石川、登記地目は田で、面積は 1 筆の 341 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日の翌日から令和 17 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。</p> <p>本件は、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第 6 号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺ひします。</p>

	<p>93番について、山田委員さん、お願いいたします。</p>
7番委員	<p>山田です。この件は、1月15日に吉田委員、それから事務局とで現地を確認しております。現在休耕中の農地を農地中間管理事業による10年間の農地貸借をするというものでございます。貸借権の設定を受ける者は農業経営事業をしている会社で、農産物の生産、それから加工、販売等をしているということです。また、〇〇を支援する〇〇も行っております。〇〇が借り受けた農地で野菜の作付をしているものです。同じ貸付け、借受け者の両者の間で、今回と同じように5筆の農地貸借を昨年行っております。今回、追加で1筆を貸借するというものでございます。農地の有効利用としては非常に良いことではないかと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、この件について、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 神鳥委員さん。</p>
3番委員	<p>すみません。賃貸借料というのが3,410円というのがありますよね。面積が341平米ですが、1平米で何十円とか何百円等、何か決まりがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>決まりは特にはないですけど、当事者間でお話ししてもらって、その賃借料を決めていただいています。</p>
3番委員	<p>では、双方で話し合うということですか。</p>
事務局	<p>そうです、はい。</p>
3番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>ほかにご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第6号について、異議なしとして回答することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第6号について異議なしとして回答することに決定をいたします。 続きまして、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号3番については、議席番号1</p>

	<p>3番の岡会長職務代理者が関係する案件のため、先に番号3番のみを審議いたします。</p> <p>議席番号13番の岡委員、ご退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝岡委員 退席＝</p>
議長	<p>説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号3番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページになります。</p> <p>番号3番、農地の所在は玖島字小山根、登記地目は田で、2筆の2, 816平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転です。</p> <p>本件は、保有する機械等から判断して農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号3番について説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>3番について、清水委員さんお願いいたします。</p>
清水推進委員	<p>推進委員の清水です。1月22日に梶原委員と支所担当者として4名で現地確認に行きました。この場所は、大川の向こう側にある孤立した田んぼで、以前は田を作っておられましたが、本人が亡くなられたということで、このたび縁があって〇〇さんと売買契約が結ばれました。今後は畑にして、ジャムとかいろんなものを作りたいという意気込みが感じられております。また、呉のほうから通うには大変だなと思っておりましたら、近くに家がありまして、そこも一緒に売買契約を結ばれたということで、そこにお年寄りが住まわれて作業をするそうです。家からも近いですし、別に隣近所に迷惑をかけるとかということはないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件についてご意見、ご質問等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>

議長	<p>異議がないようですので、お諮りします。議案第7号のうち、番号3番について許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第7号のうち、番号3番について許可することに決定をいたします。</p> <p>退席した岡委員、席にお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝岡委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号8番について議案とします。</p> <p>説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号8番について説明させていただきます。</p> <p>議案書は5ページになります。</p> <p>番号8番、農地の所在は友田字中小路、登記地目は田で、5筆の3，171平方メートルの申請です。権利の移転理由は、譲渡人は遠方により耕作困難のため、譲受人は新規に農業経営を始めるためで、有償の所有権移転です。本件は、保有する機械等から判断して農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号8番について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p> <p>8番について、小西委員さんお願いいたします。</p>
小西推進委員	<p>推進委員の小西です。3条の許可申請について説明いたします。1月20日に、河井委員、事務局2名、私との計4名で現地確認を行いました。場所は友田中小路という地区で、近くには〇〇があります。譲渡人の〇〇さんは遠方にお住まいのため、今後の耕作が困難となり、譲受人の〇〇さんへ有償にて所有権移転を行うものです。譲受人の〇〇さんは新規に農業を始められる予定で、既にトラクター1台を所有されており、当該農地前の住宅へ移住される予定で、本件は空き家バンクを活用した案件だそうです。また、近隣には畑作業に詳しい知人もおられ、指導を受けながら野菜等の栽培を行う計画であることを確認しております。以上のことから、農地の適正利用が見込まれ、農</p>

	<p>地法第3条の許可について支障がない、支障が認められないものと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、この件につきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第7号のうち番号8番について許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第7号のうち番号8番について許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議案とします。説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。 議案書は6ページになります。 番号5番、農地の所在地は、宮内字入野、登記地目は田で、面積は、1筆の1,041平方メートルの申請です。 事業計画変更の理由は、譲受人が駐車場として利用するため、令和6年7月10日付けで農地法第5条第1項の規定による許可を受けましたが、駐車場としての借手がいなかったためです。 本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、本事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可について周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。なお、本件が承認された場合は、別途関連案件として、議案第9号番号1番で、農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されており、引き続きご審議いただくこととなります。 以上で、議案第8号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 5番について、中山委員さんお願いいたします。</p>
<p>中山推進委員</p>	<p>推進委員の中山です。5番について説明いたします。1月1</p>

	<p>6日に会長、事務局2名と現地を調査いたしました。現地は既に無許可でといたしますか、作業、機材、機械が入って作業されたそうなのですけれども、一応今回の事業変更申請に伴って事業をストップしてもらった状態で現地を視察しました。現地は更地になっていて、周辺農地に対しても特に影響はないと思います。資材置場とありますが、建築資材の足場等を保管されるということです。ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、この件についてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第8号について承認することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第8号について承認することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案とします。 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページになります。</p> <p>番号1番、先ほどご承認いただきました議案第8号、番号5番の関連案件となります。</p> <p>農地の所在は、宮内字入野、登記地目は田で、面積は1筆の1,041平方メートルの申請です。転用理由は、資材置場として利用するための申請で、一時転用です。本件は、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。</p> <p>以上で、議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1番について、中山委員さんお願いいたします。</p>
中山推進委員	<p>中山です。先ほどと同様です。特に周辺農地には影響ないと</p>

議長	<p>思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があれば お願いをいたします。 ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですのでお諮りします。議案第9号について 許可することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第9号について許可することに決定を いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号、利用状況調査に伴う農地・非農 地の判断について議案とします。 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断につ いて説明させていただきます。</p> <p>議案書は8ページになります。また、追加資料として、利用 状況調査票の「議案第10号 資料①」も合わせてご覧ください。</p> <p>番号14番、農地の所在は虫所山字二井山、登記地目は田で、 面積は4筆の2，235平方メートルの申請です。本件は、該 当する土地所有者等の確認を行い、現地調査を行ったところ、 現地は自然かい廃した土地で森林の様相を呈しているなど、農 地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であ ると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガ イドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否か の判断基準を準用し、農地に該当しない旨の判断は可能と考え ます。</p> <p>以上で、議案第10号、利用状況調査に伴う農地・非農地の 判断について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 14番について、田丸委員さん、お願いいたします。</p>
田丸推進委員	<p>推進委員の田丸です。議案第10号、14番の利用状況調査 についての意見を述べさせていただきます。12月18日、神 鳥委員、事務局2名と私、計4名で現地を確認いたしました。 現地は所山より大虫に至る途中、万古溪の滝の上流に位置しま す。資料1の写真を見てもらうと分かる通り、杉、桧の山林</p>

	<p>となっており、耕作地としての再生は困難であると判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>意見がないようですのでお諮りします。議案第10号について、非農地である旨を通知することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第10号について非農地である旨を通知することにいたします。 続きまして議案第11号、地域計画案について議題とします。 説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第11号、地域計画案に係る意見について説明させていただきます。</p> <p>議案書は9ページになります。なお、議案と一緒に配布した令和8年1月28日付けの照会文書「地域計画案に対する意見聴取について（照会）」、廿日市市9地区の地域計画案、及び本日配布させていただいております「4 地域内の農業を担う者の一覧」、「5 農業支援サービス事業者一覧」の名前入りのものも併せてご覧ください。</p> <p>内容につきましては、廿日市市農林水産課の森脇から説明いたします。</p>
<p>農林水産課 森脇</p>	<p>農林水産課森脇です。大変お世話になっております。皆様のほうにお配りさせてもらってます「地域計画案に対する意見聴取について（照会）」というものをご覧いただけたらと思います。</p> <p>令和7年度、市内9地区を対象に地域計画を策定したところです。毎年度この地域計画につきましては見直しをするという事が、農水省が出している変更マニュアルに記載がございます。次世代に農地を引き継いでいくため毎年更新をしてくださいということで、一度作成して終わりではなく、ブラッシュアップをしっかりとっていくという記載がございます。</p> <p>それに基づきまして、本年度、玖島地区を対象に昨年11月に説明会をワークショップ形式で開催した経緯がございますので、地域に出て、地域計画をしっかりと見直しをしていきたいと思っております。毎年1回、事務作業で変更案、見直しをす</p>

	<p>ることにしております。そういったところの変更点を皆様に配付させてもらっています。別紙に主な変更内容の記載がございます。全地区共通の変更案ということで、1点目と2点目に記載のある点につきまして、今回、現状に即した形の修正を行っております。具体的には市町村コードの修正でありますとか、4の地域内の農業を担う者の一覧の属性の変更であったり、計面積につきましても少し修正をかけさせていただいております。廿日市・宮島、大野・四和地区以外の地区の変更案としましては、農業支援サービス事業者の一覧につきまして変更をしております。浅原と吉和地区の変更案につきましては、少し取組みを追加しております。</p> <p>そういった以上の点につきまして今回変更しておりますので、どうぞご審議のほう、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>本件につきましては、廿日市市長より意見聴取の照会がありましたので、案について意見、異議があるかどうかを諮るものでございます。なお、当日配付させていただいた地域内の農業を担う者の一覧、農業支援サービス事業者一覧の名前入りのものにつきましては個人情報に掲載されていますので、総会終了後、回収させていただきますので、ご協力をお願いします。</p> <p>以上で議案第11号、地域計画案に係る意見について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、その計画案についてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>それでは、意見がないようですのでお諮りします。議案第11号について、意見なしとして回答することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第11号について異議なしとして回答することに決定をいたします。</p> <p>続きまして報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告します。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。</p> <p>議案書は10ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年12月11日から令和8年1月9日</p>

	<p>までの間に受理した3件です。詳細な説明は省略させていただきます。</p> <p>番号336番については、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>番号343番については、過去に転用届が提出されています。番号4番については、譲渡人が農地転用の手続を行わず利用していたため、始末書が提出されています。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届け出について報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは、この3件につきまして質疑等があればお願いをいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>ないようでございますので、報告第1号を終わります。</p> <p>続きまして報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出について報告します。説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告させていただきます。</p> <p>議案書は11ページから13ページになります。</p> <p>今月の報告は、令和7年12月11日から令和8年1月9日までの間に受理した8件です。詳細な説明は省略させていただきます。</p> <p>番号330番につきましては、以前の所有者が農地転用の手続を行わず利用していたため、顛末書が提出されています。</p> <p>本件について、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したものです。</p> <p>以上で報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告を終わります。</p>
議長	<p>この8件について質疑等があればお願いいたします。</p> <p>ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第2号を終わります。</p>

事務局	<p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告します。</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告させていただきます。</p> <p>議案書は14ページになります。</p> <p>今回の報告は、令和7年12月11日から令和8年1月9日までの間に処分を行った1件です。詳細の説明は、省略させていただきます。</p> <p>以上で報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理処分取消の専決処理について報告を終わります。</p>
議長	<p>この件につきまして質疑等があればお願いいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より質疑等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号を終わります。</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>委員の皆様には、寒い中を慎重にご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の令和8年第3回農業委員会総会は、3月10日（火曜日）午前10時から市役所7階会議室で行います。</p> <p>本日は大変お疲れでございました。</p>

（閉会 午前10時40分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月10日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（5番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（6番委員） _____